

議案第七十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

令和七年三月十四日提出

山口県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

吉田充宏
上岡彦
塩満久雄
友田有
高瀬利也
榎本利光
畑原勇太
中本喜弘
友広巖
坂本心次
猶野克
酒本哲也
藤本一規

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企業管理規程」の下に「並びに議長が定める規程」を加え、同条第五号中「機関」の下に「又は議長若しくは議員（以下「県の機関等」という。）」を加え、同条第六号から第八号までの規定中「機関」の下に「等」を加える。

第三条から第六条までの規定中「機関」の下に「等」を加える。
第八条に次の一項を加える。

2 議長は、議長又は議員が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、前項の規定の例により公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七十七号

山口県議会議規則の一部を改正する規則

令和七年三月十四日提出

山口県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

吉田充宏 上岡彦彦 塩満久雄 友田有 高瀬也 榎本利光 畑原勇太 中本喜弘 友広巖 坂本心次 猶野克 酒本哲也 藤本一規

山口県議会議規則の一部を改正する規則

山口県議会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。
目次中「第二百二十条・」を「第二百二十条―」に改める。

第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を加える。

第十条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員五人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると

認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。
第三十条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十一条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第九十七条を次のように改める。

(資格決定の通知)

第九十七条 法第百二十七条第三項において準用する法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十九条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第二百十条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第二百十条の二 議会、議長又は委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十条の三 この規則の規定（第二十七条第一項（第八十一条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第七十八号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

令和七年三月十四日提出

山口県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

藤酒猶坂友中畑槇高友塩上吉
本本野本広本原本瀬田満岡田
一哲心喜勇利利久康充
規也克次巖弘太光也有雄彦宏

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長の定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と委員会又は委員長に対して行われる通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十七条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十七条の二第三項中「文書」を「文書等」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七十九号

山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則

令和七年三月十四日提出

山口県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

吉田充宏 上岡康彦 塩満久雄 友田有 高瀬利也 榎本利光 畑原勇太 中本喜弘 友広巖 坂本心次 猶野克 酒本哲也 藤本一規

山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山口県議会傍聴規則（昭和五十二年山口県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「傍聴人の取締り」を「会議の傍聴」に改める。
第十一条第一項各号を次のように改める。

- 一 銃器、棒その他の他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 ビラ、掲示板、幕、はち巻、たすき、ヘルメット、拡声器その他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- 三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第十一条第二項中「第五号」を「第三号」に、「物品」を「物」に改める。

第十二条中「、静粛を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

一 静粛にすること。

二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

別記第一号様式の表「昭和」を削り、同様式の裏中

「1 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

を

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

「1 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。」

に於ける。

別記第二号第五の(議中)

「1 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

「1 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

規則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第八十号

山口県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
令和七年三月十四日提出

山口県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

山口県議会個人情報保護条例（令和五年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
第十二条第五項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。
第十七条第二項第一号中「その他」を「又は」に改める。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山口県議会議員
藤	酒	猶	坂	友	中	畑	楨	高	友	塩	上	吉
本	本	野	本	広	本	原	本	瀬	田	満	岡	田
一	哲		心		喜	勇	利	利		久	康	充
規	也	克	次	巖	弘	太	光	也	有	雄	彦	宏

第十八条第一項中「議会の保有する」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第十二条第五項、第十七条第二項第一号、第十八条第一項、第四十七条及び第四十八条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。